慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	裁判員裁判の現状と課題
Sub Title	The present situation and problem of the Saibanin system
Author	島田, 仁郎(Shimada, Niro)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.22 (2012. 3) ,p.1- 8
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	テーマ企画：裁判員裁判の現状と課題
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20120316-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

裁判員裁判の現状と課題

島　田　仁　郎

裁判員制度は、我が国の歴史上初めて、刑事裁判に法律の専門家ではない国民一般が参加するようになった画期的な制度であり、それにより裁判は一般の人にも分かりやすいものとなり、裁判の結果に国民の視点・感覚が反映される結果、国民の司法に対する理解がこれまで以上に深まり、信頼の念が強固になることを目的とするものである。

裁判員（補充員を含む。以下同じ）は、貴重な時間を費やして社会的・心理的に重い負担を担いつつ裁判に参加するわけであるから、我が国においてこの制度が順調に運営されて定着し、所期の目的を達成するには、第１に、制度に対する国民の理解と協力が必要不可欠であり、そのためには、第２に、実際に裁判員として裁判に参加した者が、審理の内容を十分に理解し、評議において自由に意見を述べることができる裁判をすること、そして、第３に、裁判員が、裁判官と一緒に審理・評議をしたことが、十分意義があったと思うことが出来る裁判をすることが必要である。

以下、統計により、以上に挙げた第１から第３の要件が充たされているかどうかを見ることにする。

先ず第１についてであるが、平成21年５月の施行以来、平成23年３月末までに、3377人が裁判員裁判対象事件で起訴され、2060人について判決が言い渡さ

れた。

施行前の制度に対する反対論の中には、忙しい国民に重い負担をかけるのはいかがなものか、選任されるのを嫌がる国民も多いのではないかという声も多く、裁判所としても、裁判員の選任をスムースに行うために、各種職業の繁忙期の実態調査をしたり、正当理由のある者は早期に除外する手続を工夫したりしつつ、果たしてどの程度協力してくれるか案じていたが、いざ、制度が施行されると、案ずるより産むが易しで、多くの国民が積極的に協力してくれているのである。

例えば、平成21年５月の制度施行以来、裁判員候補者として最終的に選任手続日に出頭を求められた候補者は８万2000人余になるところ、当日の出席者は６万6000人余、出席率80.2％にものぼり、これは欧米の陪審裁判の状況などと比較すると、極めて高い出席率である。

この間、死刑求刑事件が７件あり、うち５件について死刑が、１件について無期懲役が、残りの１件については無罪が言い渡された。これを含むすべての事件について、選任手続や選任されてから判決に至るまでの各段階において、裁判員候補者や裁判員と裁判所との間で何かトラブルがあったなどということは、１件も報告されていない。

のみならず、裁判員とともに裁判をした裁判官の話や報道等によると、裁判員の多くは、極めて熱心に、審理に臨み、評議に参加して、活発に意見を述べ、それが裁判の結論に反映されることも少なくなく、参加の実績を大いに上げているということである。

この積極的な姿勢は、日本人の真面目で誠実な性格と民度の高さを示すものとして、誇るに値するものといえよう。

これによれば、少なくとも制度発足後今日に至るまで、国民の理解と協力は予想以上に大きく、そのおかげで、制度は順調に歩を進めているということができよう。

しかし、これまでのところは、登山で言えば、未だようやく登り始めたところであり、これから先が肝心である。裁判員裁判に携わる法曹三者は、この国

民の積極的な姿勢に甘えることなく、今後、国民の理解と協力を、更に一層大きなものにしていくように努めなければならない。そのために必要なのは、上記第２、第３の要件を出来る限り充足することである。これが不十分であれば、せっかく今ある理解と協力も失うことになりかねないのである。

第２、第３の要件がどれだけ充たされているかについて知るには、裁判員の忌憚のない意見に絶えず耳を傾けることが肝心である。そこで、裁判所は、すべての裁判員裁判の終了後に、裁判員全員に対して匿名のアンケートをとっており、それは裁判員制度のウェブサイトに公表されているので、次に、それを眺めてみることにする。

先ず、第２の要件については、平成22年１月から12月までの裁判員に対するアンケート（回収率96.5％）の結果によると、審理内容について、「理解しやすかった」が63.1％、「普通」が28.6％であり、両者を合わせると91.7％となる。また、評議について、「話しやすい雰囲気であった」が77.3％、「普通」が20.7％であり、両者を加えると98.0％になる。これは、予想以上の好結果であり、上記のような日本人の民度の高さに加えて、制度施行前に法曹三者が協力しあって、何回も模擬裁判をするなどして、分かりやすい審理と話しやすい評議を実現するにはどうしたらよいか、工夫と努力を重ねてきた成果を踏まえ、実際の裁判において、更なる工夫と努力を継続してきたことによるものと言えよう。

次に、第３の要件についてみると、「裁判員に選任される前の気持」については、「積極的にやってみたい」「やってみたい」と積極的意向を示した人が合計31.1％にとどまり、むしろ「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」と消極的意向を示した人が合計53.5％であったのに対し、「裁判に参加した後の感想」としては、「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」との感想を持った人の合計が95.2％にも上っており、裁判員としての体験は意義があると感じた人が圧倒的多数である。

なお、「よい経験」の内容としては、アンケートの自由記載欄やインタビュウ映像（裁判員制度ウェブサイト）によると、「今まで裁判は近づきがたい印象

を持っていたが、今回参加させて頂いて身近に感じられた」「市民参加型の制度に変わり、責務は重大であるが、それだけ真剣に取り組み、社会全体を考える上でもよい経験である」「裁判員を務めて、社会の背景自体を、もっと世の中を良くしたいというふうに考えるようになった」といった感想があり、裁判や社会全体について、見直し、深く考える契機となっていることが窺われる。

裁判員裁判の直接の目的は、裁判に対する理解を深め、信頼感を増すことにあるが、それと同時に、国民が刑事裁判に参加することにより、これまでは他人事のように思っていた犯罪と向き合うことにより、犯罪が発生する原因や、犯罪をなくすための方策や、犯罪者の更生の途や犯罪被害者への慰謝などなど、広く社会問題全般について考えさせられることは当然であり、そのことも裁判員制度の一つの大きなメリットであるということが、ここに示されていると言えよう。

なお、刑事裁判一般に対する評価としては、最高裁が、平成23年１月から２月にかけて、一般の国民2000人余を対象に裁判員制度の運用に関する意識調査を実施した結果が出ており、それによると、制度施行後の印象としては、「裁判所や司法が身近になった」が3.8点（５点満点中。以下同じ）、「裁判の結果に国民の感覚が反映されやすくなった」が3.79点、「刑事裁判や司法など公の事柄について、国民の関心が増して自分の問題として考えるようになった」が3.74点と、そこそこの点数を得ている。また、制度施行前と較べた場合、「迅速である」が施行前に1.42点であったのが、施行後は3.43点に、「身近である」が1.86点であったのが、3.80点に、手続や内容が分かりやすい」が1.8点であったのが3.39点に、順調に点数を伸ばしている。

以上によれば、幸いこれまでのところ、第１の要件のみならず、第２、第３の要件についても、かなりの程度充足され、その結果、裁判員制度は順調に所期の目的を達成しつつあると言って良いであろう。

しかし、以上は、大雑把に全体の動向を見たものであって、アンケート結果も詳細にこれを見れば、まだまだ不安な要因は多々あり、決して油断はできない。詳細な数字の紹介は省略するが、今回のアンケート結果が、前年のそれに

較べると、全体に少しずつ点数を落としていることも、気になるところである。

以下、今回のアンケート結果についてであるが、例えば、「審理内容の理解のしやすさ」について、「理解しやすかった」に「普通」と答えた者を加えれば91.7％になると言えば、いかにも満足のように感じられるかもしれないが、「理解しにくかった」者が7.1％もいたことは問題である。

法廷で理解できなかった点については、後に評議の場で裁判官が十分説明しているのではあろうが、もともと、裁判員裁判では、裁判員が法廷で目で見て、耳で聞いて心証をとることが出来るように直接口頭主義を徹底することが、法曹三者の共通の理解であった筈である。ごく簡潔に要点を述べれば頭に入りやすいものを、従来の流儀に拘り、裁判員が耳で聞いていただけでは頭に入らず、書面を目で追いながら聞かねばならないような詳細綿密な冒頭陳述書や意見書などを延々と朗読したり、ごく簡単に要点を突いた尋問をすれば５分で済むような証人であるのに、証人尋問によらずに、不必要な部分が多々ある同意書面を時間をかけて棒読みするようなことが行われてはいないであろうか。法律の素人が刑事裁判を初めて経験するのであるから、従来のように書面に頼り、法廷外で記録を精読して心証を形成するのではなく、法廷で聴いた双方の意見と証人や被告人の生の供述を基にその場で心証を形成できる裁判にしなければならない。それには、検察官も弁護人も、詳細な書面を読み上げるのではなく、分かりやすく、簡潔で要点に絞った意見を述べるべきであるし、証拠は証人尋問を中心にして、調書の取調などはやむを得ない場合のみにするという直接口頭主義を徹底しなければ、今後、「理解しにくかった」は、益々増えるのではないかと危惧される。

仮に書証によって心証はとれるにしても、貴重な時間を費やして裁判に参加した裁判員にとって、１回でも証人尋問を体験するのとしないのとでは、雲泥の差があるということにも、留意するべきである。証人尋問をせずに、調書の取調だけで裁判が終わってしまっては、それほどの緊張感を味わうこともなく、裁判とはこんなものかという印象で終わってしまうであろう。否認事件はもとより、自白事件であっても、証人尋問が行われれば、この点について一言

補充尋問をしたいと思う裁判員も少なくないであろう。

なお、同意書面があるのに証人尋問をするとなると、証人になる者に余計な迷惑をかけることになるのではないかという批判はあろう。しかし、一般の人にとって、警察や検察庁で参考人として長時間供述を聴取されるのと、法廷で簡潔に要点を尋問されるのとでは、迷惑の度合いにも質的な差があるのではなかろうか。参考人の中には、裁判の成り行きはどうなるのか、関心が強く、裁判所に証人として出ることを厭わない者も多いのではなかろうか。勿論、出来れば証人になりたくないという人もいるであろうが、裁判員と同様、証人になることも元来国民の義務であるし、裁判員となることが、意義深く、得難い経験であるのと同様に、証人となることもまた、意義深く、得難い経験である。性犯罪の被害者など法廷に出たくない相当な理由がある者については格別（遮蔽措置やビデオリンク等の保護措置を講じつつ、あくまで証人尋問を原則とすべきかは、今後の検討課題であろう）、原則は、やはり証人尋問とするべきではないだろうか。

これらの問題については、被告人の刑事責任の有無とその重さの決定は、国民に公開され、法の枠内での当事者の自由な活動が保障された公判廷の場において、判断者の面前で行われる証人尋問を中心とする証拠調べを通じて行われるべきであるとする、先進国共通の刑事裁判の基本理念に立ち返って考える必要があるように思われる。

捜査の在り方の問題としても、調書を証拠として提出する前提で作ると、どうしても時間をかけて大部なものを作成することになる。証人尋問をすることが前提になれば、参考人の重要性にもよるが、英米のように、証人尋問をするためのメモのつもりで作成することにより、もっと簡単なもので済み、参考人にかける迷惑も少なくできる場合も多いのではなかろうか。

なお、調書に頼らず証人尋問中心にすれば、証人の記憶の新鮮なうちに尋問する必要があるから、公判をなるべく早く開かねばならないが、それは、直接口頭主義による集中審理を実現しようとする以上、当然のことであろう。

統計によると、起訴から判決までの期間が、平成20年は平均7.1月（否認事件

は9.1月）であったところ、裁判員裁判施行後平成23年３月末までは、平均8.2月（否認事件は10.0月）である。公判前整理手続に要する期間が長い事件が増えてきたせいもあろうが、当初期待された姿とはかなり違ってきたように思われる。8.2月のうち5.4月が公判前整理手続に要したことになっているが、争点を整理して必要な証拠を選ぶのに、果たしてそれだけの日数が必要なのであろうか。裁判員裁判であるからということで、恰も芝居の台本のように段取りを詳細綿密に定めておき、そのとおりに進めようと思って整理しようとするからではなかろうか。裁判は生き物であるからそのとおりにいかないことも当然出てくる。予め定めたレールの上をひたすら走ろうとすれば不自然になり、裁判員が、何故この点についてもっと証拠を調べないのかと疑念を抱くことにもなりかねない。裁判の進行については、臨機応変、必要に応じて柔軟に対応することが必要であり、それを前提にすれば、公判前整理にそれほどの時間をかけずとも済むのではないかと思うがどうであろうか。

この辺のところは、本来あるべき公判の姿と、それを行うための公判前整理手続のあるべき姿という観点から、原点に立ち返って、現状を反省すべき点がないかどうか、検討する必要があろう。

また、「評議における話しやすさ」について、「話しやすい雰囲気」に「普通」を加えて98％であるのは良いが、「評議における議論の充実度」については「十分に議論ができた」が僅か71.4％に止まり、不十分であったが7.1％もあるのは問題であると言わざるを得ない。

たくさんの裁判員の中には、理解力に乏しい者が入ることも避けがたいし、自分の意見に固執して他の意見に耳を傾けようとしないなど、どうしても評議になじまない性格の者もいるであろうから、百点満点を望むことが無理なことは分かるが、それにしても、評決の段階に至るまで、内容を十分理解していない者や、十分に自分の意見を述べることができなかった者がいるまま、多数決で結論を出すようなことは、極力避けるべきであることは言うまでもない。複雑困難な事件でも、要所要所における中間評議を重ねることにより、全員が論点を十分に理解したうえで、自分の意見を表明し尽くし、十分な充足感を持っ

て評決に臨むことができるように、最大限の努力を尽くすべきである。

なお、評議の結果は判決書にまとめられるのであるが、判決書についても、事実認定の補足説明や量刑理由の説明において、かつての裁判官裁判時代のように、詳細化、長文化し、分かりにくいものがあるという指摘を聞く。判決書自体裁判員が十分理解できるようなものであったのかどうか気になるところである。

一つの裁判員裁判において、一人の裁判員が、自分が裁判に参加した経験を根拠に、刑事裁判に対する信頼感をこれまで以上に強く抱くようになるか、それともこれまでは確たる根拠はないものの一応信頼してきた刑事裁判に実際に参加してみて、根拠を持って幻滅することになるか、その差は真に大きいものがある。一人の裁判員の背後には、多くの家族・親族・知人・友人がいて、その裁判員が抱いた刑事裁判に対する評価は、いずれは何十人・何百人にも広がると思わねばならない。

裁判員裁判に携わる法曹三者は、そのことを肝に銘じて、上記第２第３の要件を充たすべく、一件一件の裁判に全力を傾注して欲しいと切に願う次第である。